JR東海労 大二運分会

交差点

No.438 2015年5月25日 責任者:今田昌二 発 行:教宣部

「命を守るルール」 誓約させれば守れるのか!?

今、新幹線各職場の至る所に「安全最優先」のシールが貼られ、トイレまでギッシリ貼られています。また関西支社の各職場では、所長のポスターが社員を威圧するが如く貼り巡らされています。

特に大一両エレベータの中に貼り巡らされている各所長が腕組みしたポスターは、社員への威圧でしかなく精神衛生上問題があり、多くの社員が「あのポスターは、異常である!」と問題視しています。

大阪第二運輸所では、5月11日~5月31日まで「労災防止に関する面談」実施の掲示が出されました。

さて、その面談の内容は・・・

JR発足以降の労災死者数を説明し、6月1日から「命を守るルール」を実施するというものです。「車両所構内における列車進来時に直前横断を認めた場合」は、現認した管理者からイエローカードを出され、その場で所属・氏名を聞かれ、上に報告され、現認された乗務員は、その内容を乗務報告書に記載し報告するというものです。

またイエローカードが二回でレッドカードになり、レッドカードで、指導・教育になるということです。現認は抜き打ちで、いわゆる「ネズミ取り方式」とのこと、ちなみに管理者が直前横断した場合の想定はないそうです(管理者はしないのが前提だそうです!!)

列車進来時の直前横断は大変危険な行為で、あってはならないことです。しかし、会社 が行う「安全に対する意識」を強制して、懲罰をもっての圧力で成し遂げようとする姿勢 に私たちは反対です!!

さらに、面談時に「安全の目標」として、自らの行動を誓約させられます。それも「業務指示」で強制です。書かなければ業務指示違反となるとのことです。

「労災には特効薬はない」と会社の説明書には書かれていて、担当助役からも説明を受けました。しかし、設備(地上信号機が進行信号を現示したときは、警告放送が鳴る)などハード面の改善と「個人の自発的な発意での安全確認」のソフト面があれば十分な特効薬になります。

会社が行う、懲罰・強制では特効薬どころか、単なるモルヒネ (麻酔薬) にしかなりません。

EEGA O ÉBILITATIONS DE LA VIII DE